

令和6年度

# 瑞浪中学校いじめ防止基本方針

平成25年12月作成【平成30年2月改定】

## はじめに

ここに定める「瑞浪中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

また、平成29年3月に国の「いじめ防止対策推進法」、同年8月に「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本方針」、平成30年1月に「瑞浪市いじめ防止基本方針」が改定され、これらの改定の趣旨を踏まえて、本校の具体的な方針及び対策等を改定した。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1) 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることのできることを願い、「瑞浪中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### 2) いじめとは

「瑞浪中学校の生徒が、本校に在籍している一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 3) いじめの特質とは

- ① いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こり得るもの
- ② いじめは、目に見えにくいもの（一見、ただのけんかや遊びに見えることがあるものもある。）
- ③ いじめは、人に相談しにくいもの
- ④ いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
- ⑤ いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
- ⑥ 「観衆」や「傍観者」と呼ばれる第三者が関係することがあるもの
- ⑦ いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの

※被害を受けた生徒が「いじめ」と感じたら、それは「いじめ」と考える。

### 4) いじめの種類（文部科学省の分類による）

- ① 冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる【言葉】
- ② 仲間はずれ、集団による無視【仲間はずし】
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする【軽度暴力】

- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする【暴力】
- ⑤ 金品をたかられる【恐喝】
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする【悪戯】【盗難】【損壊】
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする【脅迫】【侮辱】【強要】
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる【誹謗中傷】【個人情報漏洩】【名誉毀損】
- ⑨ その他

## 5) いじめ克服のための市の3原則と本校の5つの構え

### 【瑞浪市3原則】

- ①教師がいじめに正面から向き合う
- ②いじめを複雑化、深刻化させない
- ③早期発見、早期対応、早期解決



### 【本校5つの構え】

- ①「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」が大原則
- ②「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で早期対応  
\*いじめであったかどうかの最終決定は解決後に改めて検証
- ③こどもの訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応
- ④悪いのはいじめる側であり、いじめられる側ではないのは明らかであり、  
いじめの指導といじめられた側の気持ちへの寄り添いが基本
- ⑤いじめの認知は「いじめ防止・対策委員会」を開き、組織的に対応

## 2 いじめを未然に防止するために

### 1) 児童・生徒に対して

#### ①「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

- ・集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団作りの取組
- ・生徒一人一人が自己有用感をもてるような積極的な生徒指導の推進

#### ②「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成

- ・規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底

#### ③「わかる授業づくり」、学習の「基礎基本の定着」

- ・わかる授業をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが生徒の心や生活の安定させる近道であるとした学習指導

#### ④「生命」や「人権」を大切に作る指導

- ・道徳教育の充実を図ると共に学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の

充実

- ・毎年10月23日「思いやり集会」で生徒同士が人権について考え、人権感覚を磨く取組を実施し、12月初旬「ひびきあい集会」で取組成果を交流
- ・教職員が人権感覚を磨き、常に自らの指導姿勢の見直し(教職員資質向上研修の実施)

#### ⑤ 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成

- ・最近のいじめ問題にはネットを使ったものが急増していることから、生徒、保護者に通信や講演会、懇談会等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを向上

### 2) 学校全体として

\*「いじめをさせない・見逃さない・許さない」という基本方針で

\*「いじめ」を発見したら毅然とした態度で

#### ①いじめに取り組む方針の明確化と公表

- ・「いじめに学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明の実施(通信、懇談会等を利用)
- ・全職員での方針の共通理解(職員研修の実施)
- ・情報が確実に把握できる体制の整備(いじめ防止・対策委員会の開催)

#### ②全職員の危機意識の向上

- ・アンテナを高くはり、いじめの芽、いじめを察知、発見できる職員
- ・高い人権感覚を身に付けた職員

#### ③気になることを見逃さず、お互いに伝え合う職員集団

- ・日常的な情報共有
- ・担任だけでなく、学年を中心に複数職員での把握、指導
- ・気になることの迅速な情報共有

### 3) 保護者・地域に対して

①必要に応じ、いじめについての情報を提供することで複数の大人による見守りの実施

②情報交流や意見交流の場を設けることによる連携の強化

## 3 いじめを早期発見するために

### 1) 校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】

- ・小さいいじめのサインを見逃さないきめ細かい情報交換
- ・SC、S相談員、学業支援員等と協力体制の整備(情報交換・役割分担)
- ・全職員(事務職員や校務員も含め)での情報把握

### 2) 共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

- ・生徒の立場に立った人間味ある温かい指導
- ・生徒一人一人との触れ合い
- ・自分や仲間のよさを伝えあい、互いの存在を認め合う指導

### 3) アンケート調査等の効果的な実施や保護者との連携【心の状態を把握する方途】

- ・年間を通した計画的なアンケートの実施 <学期に1回以上のアンケート実施>
  - 学校独自 「心のアンケート」を年間5回実施
  - 市一斉 「いじめアンケート」3回実施(学期に1回)
  - 「AISES(アセス)」年間2回実施
- ・教育相談週間を設置し、生徒一人一人と個別の面談を実施
- ・保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼

## 4 いじめ発見後の早期な対応のために

\*「確かな初動対応が決め手」であると認識し指導

\*自分だけで解決できると過信しない(抱え込まない)対応

### 1) 情報のキャッチ

- ・5W「いつ・どこで・だれが・何を・なぜ」IH(どのように)が時系列になるように、複数の教員で同時確認
- ・双方から話を聴く時は慎重かつ注意深く進め、事実をつきあわせ、矛盾がないか整理

### 2) 管理職への報告

- ・どのケースも緊急事態の意識をもち、報告を最優先
- ・管理職へ報告
- ・情報提供者への配慮

### 3) 対応体制の確立

- ・いじめ防止・対策委員会の開催
- ・校長(教頭・生徒指導主事)を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立
- ・事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にした正確な事実つかみ

### 4) 事実関係の把握

- ・聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認
- ・被害者・加害者・関係者(傍観・観衆者)を個別に同時進行で事情聴取
- ・聞き取り中に随時情報を交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を把握

### 5) 対応方針の決定

- ・被害者の安全や保護を最優先にし、緊張度を確認
- ・いつ・誰が・どのように対応するのかを決定。全教職員に周知し、迅速に対応

### 6) 確かな初動対応

- ・情報が本人、保護者からの提供の場合やケガ、破損などではっきりしている場合、即日対応
- ・即日、保護者に学校の動きを確実に伝達。可能な限り家庭訪問を実施(主任・担任)

## 5 いじめを確実に解決するために

### \*徹底して被害者の立場に立って対応

#### 1) 被害者・保護者に対して

- ・最も信頼関係のある教職員が対応
- ・「最後まで絶対に守る」という被害者や保護者への意思表示
- ・被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプラン提案
- ・心のケアや登下校・休み時間等の見守りの継続
- ・解決後、保護者に経過等を定期的に報告(アフター・ケア)

#### 2) 加害者・保護者に対して

### \*いじめを行った動機や気持ちにしっかり目を向けさせ、加害者の今後の生活について前向きに取り組ませる意欲づくり

- ・行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に説諭
- ・被害者と認識の違いがあることをふまえて対応
- ・加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については共感的に理解し、ストレスを軽減
- ・保護者には事実を伝え、協力関係を構築
- ・相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を熟考
- ・解決後もしばらくは保護者に経過の定期的な報告

#### 3) 観衆・傍観者に対して

### \*いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気付かせる指導

- ・いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導
- ・全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成

#### 4) PTAや保護者・地域との連携

### \*生徒の幸せにつながる信頼関係を構築し、協力・連携し温かい目で見守る意識で

- ・必要に応じていじめについて情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携強化
- ・情報交流・意見交流の場を設け、一層の連携強化

#### 5) いじめの解消

次の2つの要件が満たされていることをもって、「いじめが解消している」とこととする。

- ①「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)」が少なくとも3ヶ月以上は止んでいること
- ②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

## 6 校内体制(いじめ対策委員会)について

いじめ防止対策推進法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 1) 校内いじめ防止・対策委員会の設置(兼不登校対策 生徒指導対策)

構成メンバー:校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・関係担任・養護教諭  
(必要に応じて:SCやS相、教育相談担当など)

校長【総責任者】 教頭	①方針の明確化 ②組織の活性化 ③校内研修の充実 ④保護者面接(必要な場合) ⑤外部機関・SC・S相との連携 ⑥マスコミ対応
生徒指導主事	①情報の集約 ②指導・支援の指示 ③生徒指導(事情聴取・説諭) ④保護者面接(必要に応じて)
学年主任	①担任のフォローアップ ②生徒指導(事情聴取・説諭) ③保護者対応(連絡・事情説明・家庭訪問) ④保護者面接 ⑤アフターフォロー(解決後の生活見届け・学年全体への指導)
担任	①いじめの早期発見・事実確認 ②管理職・対策委員会への報告 ③生徒指導(事情聴取・説諭) ④保護者対応(連絡・事情説明・家庭訪問) ④保護者面接 ⑤アフターフォロー
養護教諭	①生徒来室状況や会話等の情報提供 ②欠席状況の把握と情報提供
SC・S相	①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング ②対応等に対する助言や支援 ③生徒の状態把握と情報提供
その他必要に応じて、 ・民生児童委員・市福祉課・子ども相談センター・医療機関・警察等の参加を要請	

### 2) 委員会の役割

- ・本校で生じたいじめ問題への対応協議
- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、保護者へのいじめ防止啓発等に関すること
- ・生徒の日常生活を複数の目で把握することでいじめの芽の早期発見

### 3) いじめへの対応

- ・いじめの事実が報告されたら、直ちに対策委員会を招集
- ・事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導開始
- ・担任、学年任せにせず、学校全体組織で対応
- ・全職員に事実を伝え、共通認識・共通行動で指導

#### 4) 校内研修の計画・実施

- ・教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画・実施（ハイパーQU研修、人権感覚を磨く教職員資質向上研修など）

### **7 他機関との連携について（含：スクールカウンセラーやスクール相談員）**

#### 1) 教育相談連携会（校内スクールカウンセラー・スクール相談員・小学校等との連携）

- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもたちの悩みや不安等の相談
- ・保護者の相談・カウンセリングの実施
- ・校内対策委員会への助言と支援
- ・外部機関とのパイプ役

#### 2) 瑞浪市教育委員会への連絡、連携、報告

- ・いじめの事実を確認した場合は教育委員会に連絡、連携を図り迅速に対応（報告書A, もしくは、報告書B）
- ・いじめが長期化している場合は経過を報告し、支援を依頼（報告書C）

#### 3) 医療機関・東濃子ども相談センター・市福祉課・主任児童委員との連携

- ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるケースについては様々な外部機関と連携を図り、専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼
- ・他機関と継続的に連携しながら問題を解決

#### 4) 警察署との連携

- ・犯罪性が高いいじめについては警察と連携して対応
- ・被害者救済、二次被害防止、再発防止の徹底

#### 5) 民生児童委員との連携

- ・民生児童委員会に本基本方針を説明、いじめ対策、現状についての情報提供
- ・地域がつかんだいじめにかかわる情報の収集

## 8 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式、PTA 懇談会等で「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> <li>・学校報、ホームページ等による「方針」等の発信</li> <li>・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）</li> </ul>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回心のアンケート（記名式）の実施</li> <li>・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・学校評議員会等で「方針」説明</li> <li>・体育大会における指導のポイントと注意点の確認</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 AISES（アセス）の実施</li> <li>・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会（「あったか言葉とチクチク言葉」等）</li> <li>・第1回いじめアンケートの実施</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・授業参観日、親子講演会などで、保護者向けネットいじめ研修</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回心のアンケート（無記名式）の実施</li> <li>・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し）</li> <li>・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り）</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（ネットいじめを含めた研修会・教育相談研修会）</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価）</li> <li>・AISES（アセス）の結果分析、および、教職員研修</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等による取組経過等の報告</li> <li>・体験学習における指導のポイントと注意点の確認</li> <li>・第3回心のアンケート（記名式）の実施</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやり集会に向けての取組（「あったかい言葉がけ運動」等）</li> <li>・思いやり集会の実施</li> <li>・学年会にていじめ防止対策の取組についての中間交流</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回心のアンケート（記名式）の実施</li> <li>・第2回 AISES（アセス）の実施</li> <li>・生徒向けネットいじめ研修</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひびきあい集会の実施</li> <li>・第2回いじめアンケートの実施</li> <li>・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」実施</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> </ul>	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回心のアンケート（記名式）の実施</li> <li>・学校評議員委員会</li> <li>・生徒会の取組のまとめ</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価）</li> <li>・次年度への引き継ぎ</li> </ul>	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる）



## 9 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 10 重大事態への対応

### 1) 重大事態とは

以下の疑いがある場合、「重大事態」と認定する。

- ①いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合）
- ②いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあったとき

### 2) 瑞浪市教育委員会との連携

・日々いじめの事実を確認した場合は教育委員会に連絡、連携を図り迅速に対応するが、それが「重大事態」とであると認定し、教育委員会が必要であると判断した場合には「瑞浪市いじめ問題調査委員会（第三者委員会）」が招集、調査する。

構成員： 医師、弁護士、学識経験者、心理専門家、警察経験者

・本校は「瑞浪市いじめ問題調査委員会」への積極的な資料提供し、調査結果から主体的な再発防止に取り組む。

### 3) 調査結果の提供、報告

・「瑞浪市いじめ問題調査委員会（第三者委員会）」の調査により明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。

・情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー、関係者の個人情報に十分配慮する。

## 11 情報の保存について

・対策委員会で認定されたいじめ事案については、アンケートや聴取結果を記録したものなどの二次資料および調査報告書は、保存期間を「卒業後5年」とする。

（生徒指導担当教頭が担当）

・個人調査（アンケート等）については、いじめ問題が重大事態に発展した場合等に資料として重要になることから、アンケート原本（データ可）の保存期間を「該当生徒が卒業するまで」とする。

（生徒指導主事が担当）